

## 第54期 資金収支計算書

(自)平成27年4月1日 ~ (至)平成28年3月31日

社会福祉法人 三信福祉協会

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	寄附金収入	5,000,000	5,010,000	△ 10,000	三島信用金からの寄付金等
		受取利息配当金収入	1,683,000	1,683,186	△ 186	預金利息・国債利金
		その他の収入	0	0	0	
		事業活動収入計(1)	6,683,000	6,693,186	△ 10,186	
	支出	事業費支出	6,400,000	6,091,438	308,562	
		事務費支出	630,000	419,980	210,020	
		その他の支出	0	0	0	
		事業活動支出計(2)	7,030,000	6,511,418	518,582	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△ 347,000	181,768	△ 528,768		
施設整備等による収支	収入	固定資産売却収入	0	0	0	
		その他の施設整備等による収入	0	0	0	
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出	固定資産取得支出	0	0	0	
		固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
		その他の施設整備等による支出	0	0	0	
		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入	0	0	0	
		その他の活動による収入	0	0	0	
		その他の活動による収入計(7)	0	0	0	
	支出	投資有価証券取得支出	0	0	0	
		その他の活動による支出	0	0	0	
		その他の活動による支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	0	0	
予備費(10)		300,000	0	300,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 647,000	181,768	△ 828,768		
前期末支払資金残高(12)		11,549,221	11,559,572	△ 10,351		
当期末支払資金残高(11)+(12)		10,902,221	11,741,340	△ 839,119		

## 第54期 事業活動計算書

(自)平成27年4月1日 ~ (至)平成28年3月31日

社会福祉法人 三信福祉協会

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	備考		
サービス活動増減の部	収 益	寄附金収益	5,010,000	5,050,000	△ 40,000	三島信用金からの寄付金等	
		その他の収益	0	0	0		
		サービス活動収益計(1)	5,010,000	5,050,000	△ 40,000		
	費 用	事業費	6,091,438	6,002,356	89,082		
		事務費	419,980	528,656	△ 108,676		
		その他の費用	0	0	0		
		サービス活動費用計(2)	6,511,418	6,531,012	△ 19,594		
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 1,501,418	△ 1,481,012	△ 20,406		
	サービス活動外増減の部	収 益	受取利息配当金収益	1,658,780	1,683,152	△ 24,372	預金利息・国債利金
			投資有価証券売却益	0	0	0	
その他のサービス活動外収益			0	0	0		
サービス活動外収益計(4)			1,658,780	1,683,152	△ 24,372		
費 用		投資有価証券売却損	0	0	0		
		その他のサービス活動外費用	0	0	0		
		サービス活動外費用計(5)	0	0	0		
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		1,658,780	1,683,152	△ 24,372			
経常増減差額(7)=(3)+(6)		157,362	202,140	△ 44,778			
特別増減の部	収 益	固定資産売却益	0	0	0		
		その他の特別収益	0	0	0		
		特別収益計(8)	0	0	0		
	費 用	固定資産売却損・処分損	0	0	0		
		その他の特別損失	63,050	0	63,050		
		特別費用計(9)	63,050	0	63,050		
特別増減差額(10)=(8)-(9)		△ 63,050	0	△ 63,050			
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		94,312	202,140	△ 107,828			
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		43,799,572	43,597,432	202,140		
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		43,893,884	43,799,572	94,312		
	基本金取崩額(14)		0	0	0		
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0		
	その他の積立金積立額(16)		0	0	0		
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		43,893,884	43,799,572	94,312		

## 貸借対照表

平成28年 3月 31日現在

社会福祉法人 三信福祉協会

(単位:円)

資産の部				負債の部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	11,741,340	11,559,572	181,768	流動負債	0	0	0
現金預金	11,741,340	11,559,572	181,768				
固定資産	132,152,544	132,240,000	△ 87,456	固定負債	0	0	0
基本財産	100,000,000	100,000,000	0				
定期預金	82,000,000	2,000,000	80,000,000				
投資有価証券	18,000,000	98,000,000	△ 80,000,000				
その他の固定資産	32,152,544	32,240,000	△ 87,456				
投資有価証券	32,152,544	32,240,000	△ 87,456				
				負債の部合計	0	0	0
				純資産の部			
				基本金	100,000,000	100,000,000	0
				その他の積立金	0	0	0
				次期繰越活動増減差額	43,893,884	43,799,572	94,312
				(うち当期活動増減差額)	94,312	202,140	△ 107,828
				純資産の部合計	143,893,884	143,799,572	94,312
資産の部合計	143,893,884	143,799,572	94,312	負債及び純資産の部合計	143,893,884	143,799,572	94,312

## 注記

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券等……………償却原価法(定額法)  
 ② 満期保有目的以外の有価証券で時価のあるもの…該当なし

## (2) 固定資産の減価償却方法……………該当なし

## (3) 引当金の計上基準……………該当なし

## 2. 重要な会計方針の変更

当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知)に基づき処理を行っている。

## 3. 採用する退職給付制度……………該当なし

## 4. 法人が作成する財務諸表等(助成事業のみを行う、拠点が1つの法人)

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)				
基本財産の種類	前期末残高	当期増加	当期減少	期末残高
定期預金	2,000,000	80,000,000		82,000,000
利付国債	98,000,000		80,000,000	18,000,000
合計	100,000,000	80,000,000	80,000,000	100,000,000

## 6. 基本金及び国庫補助金等特別積立金の取り崩し……………該当なし

## 7. 担保に供している資産……………該当なし

## 8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位:円)			
種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
324回利付国債(基本財産)	18,000,000	19,126,800	1,126,800
324回利付国債(その他の固定資産)	32,152,544	34,003,200	1,850,656
合計	50,152,544	53,130,000	2,977,456

## 9. 関連当事者との取引の内容……………該当なし

## 10. 重要な偶発債務……………該当なし

## 11. 重要な後発事象……………該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知)に基づき処理を行っている。